

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書等の電子化の進展、国保データベース(KDB)システム等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

こうした中、「日本再興戦略」(H25.6.14閣議決定)において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされました。

これまで、レセプト等や統計資料等を活用することにより、「特定健康診査等実施計画」の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたところですが、今後は、さらなる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチから重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められています。

こうした背景を踏まえ、保健事業の実施等に関する指針(厚生労働省告示)の一部改正等により、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うものとされました。

2 計画の位置づけ

本計画は、東かがわ市基本構想を上位計画とする、笑顔はつらつヘルスプラン(東かがわ市健康づくり計画・食育推進計画)及びいきいきふれあいプラン(東かがわ市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)等と整合性を図りながら実施していきます。なお、香川県健康増進計画等関連の計画とも調和のとれたものとします。

3 計画の期間

本計画は、「第3期東かがわ市特定健康診査等実施計画」と一体的に策定することとし、その実施期間は平成30年度から平成35年度までとします。

4 実施体制・関係者連携

計画の実施にあたっては、保健課(国保医療グループ、健康づくりグループ)が主体となり、介護保険課、その他の関係部局に必要な応じた連携を要請するとともに、国保連合会内に設置の保健事業支援・評価委員会、香川県糖尿病性腎症等重症化予防プログラム等における外部有識者等の意見を聴きながら、PDCAサイクルに沿った確実な運用に努めます。

さらに、一部外部委託可能な事業については、民間のノウハウの積極的活用により、より効率的・効果的な保健事業の展開に努めます。